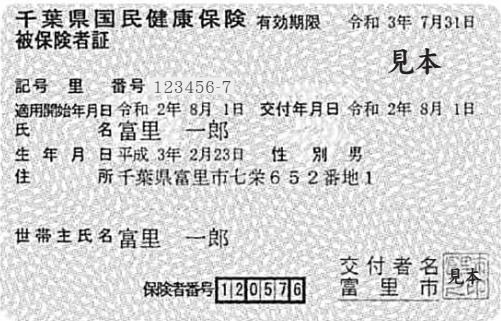


国民健康保険被保険者証・納税通知書を発送します

問 国保年金課 ●国民健康保険被保険者証について 国保班 ☎（93）4083
●国民健康保険税について 国保税班 ☎（93）4084

保険証の一斉更新

新しい保険証を、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。
※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から手渡しで受領印（または署名）が必要な簡易書留での郵送は行いません。



■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70 歳以上の被保険者には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。新しい保険証に負担割合が記載されます。
- 保険証は6月18日現在のデータで作成しています。6月19日以降に脱退などの手続きをした場合は、市から届いた保険証は使用できませんので注意してください。

納税通知書を発送

世帯主あてに令和2年度の国民健康保険税納税通知書を、7月15日（水）に発送します。世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。
なお、65 歳以上 75 歳未満の国民健康保険に加入する世帯主の人は、国民健康保険税が年金天引き（特別徴収）されます。

特別徴収（年金天引き）になる人

世帯主が特別徴収の対象の場合、家族の保険税は、世帯主が受給する年金から納めることになります。
ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または世帯主が75 歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付になります。
○世帯主が国民健康保険に加入している
○世帯主が年金（年額 18 万円以上）を受給している
○世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65 歳以上 74 歳までである
○介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない
※新たに特別徴収となる人には通知します。

国民健康保険税の減額

- 非自発的失業者の人は、届出をすることにより、国民健康保険税が軽減されます。
- 75 歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の人は、国民健康保険税が軽減されます。

確定申告期限の延長に伴う注意点

今年度の所得税の確定申告期限が延長されたことに伴い、令和2年度市民税・県民税の所得情報が反映されていない場合があります。
所得情報が更新された後に再計算し、該当する人には変更通知書などによりお知らせします。

後期高齢者医療被保険者証・保険料額決定通知書を発送します

問 国保年金課 ☎（93）4085

保険証の一斉更新

8月1日（土）から有効となる新しい保険証を、7月中旬に「簡易書留」で郵送します。
保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

保険料額決定通知書を発送

令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を、7月15日（水）に発送します。
この通知書で、被保険者の納付する年間保険料が確定します。
納付方法は、通知書で確認してください。

保険料の軽減措置

■均等割額の軽減 世帯の総所得金額によって、下表のとおり軽減されます。

軽減種類	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など	軽減後の均等割額
7 割軽減	均等割の 7.75 割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、その他各種所得がない世帯	1 万 3,020 円
7.75 割軽減	33 万円を超えない世帯	9,765 円
5 割軽減	33 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数の金額を超えない世帯	2 万 1,700 円
2 割軽減	33 万円 + 52 万円 × 被保険者数の金額を超えない世帯	3 万 4,720 円

※年金所得がある人は、総所得金額などから 15 万円が特別控除されます。

■被用者保険の被扶養者だった人の軽減

健康組合などの被保険者であった人は、保険料の所得割の負担がなく、均等割額が2 年間のみ5 割軽減されます。

介護保険料額決定・納入通知書を発送します

問 高齢者福祉課 ☎（93）4980

7月10日（金）に介護保険料額決定・納入通知書を発送します。介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、全員納めなければならないものです。

介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる介護保険制度にご協力をお願いします。

※介護保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの費用が、全額自己負担になるなどの滞納措置があります。

■特別徴収（年金天引き）

年金年額が 18 万円以上の人は、原則、年6回の特別徴収（年金天引き）です。前年度特別徴収の人と、今年度の仮徴収（4・6・8 月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2 月）分も年金から特別徴収されます。
また、今年2月までに 65 歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は 10 月からは特別徴収になります。

■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象とならない人は、普通徴収（個別納付）になります。送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口などで納付してください。
※納付には口座振替が便利です。

■その他

次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
○被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
○年度の途中で他市町村へ転出した場合など